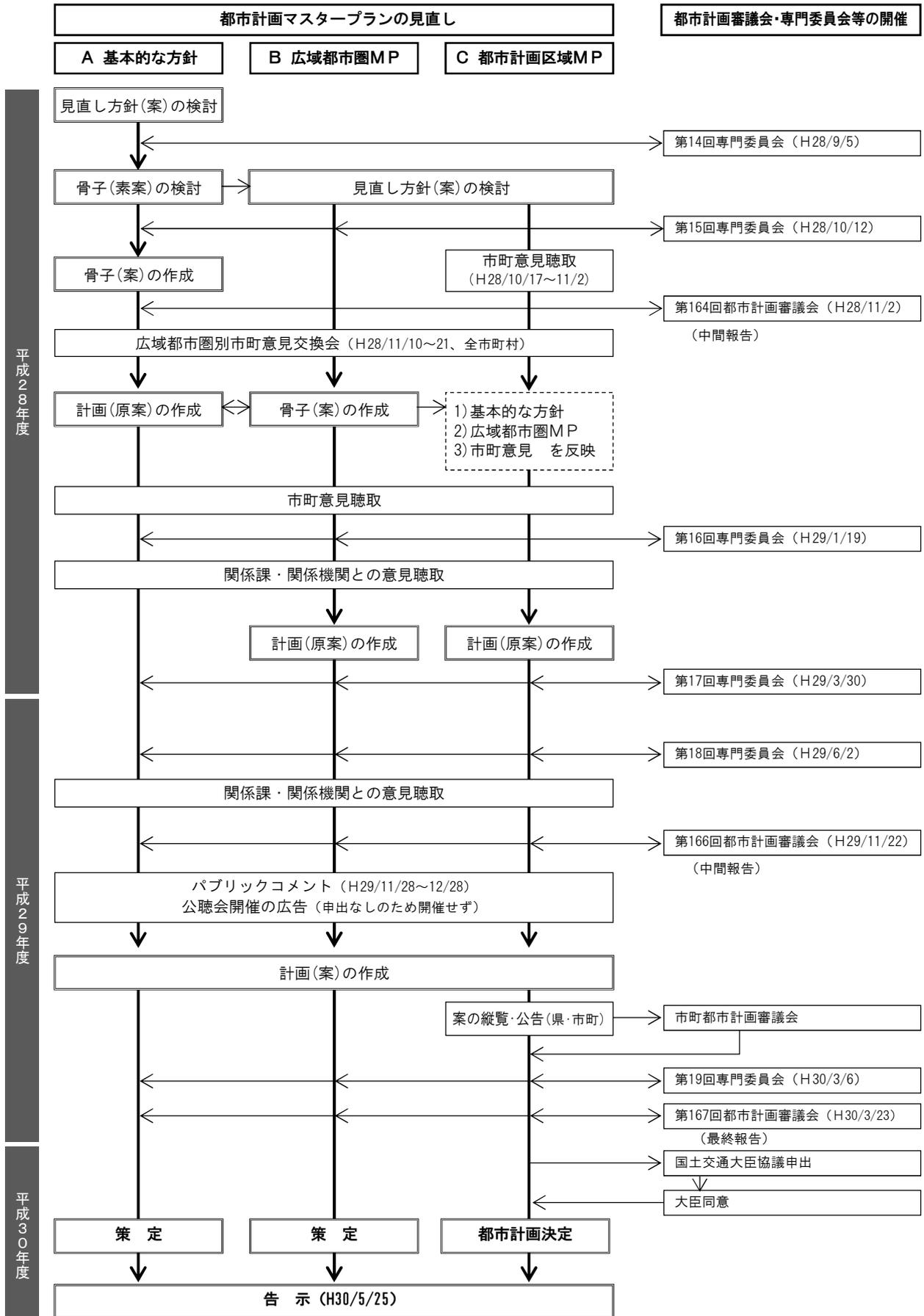


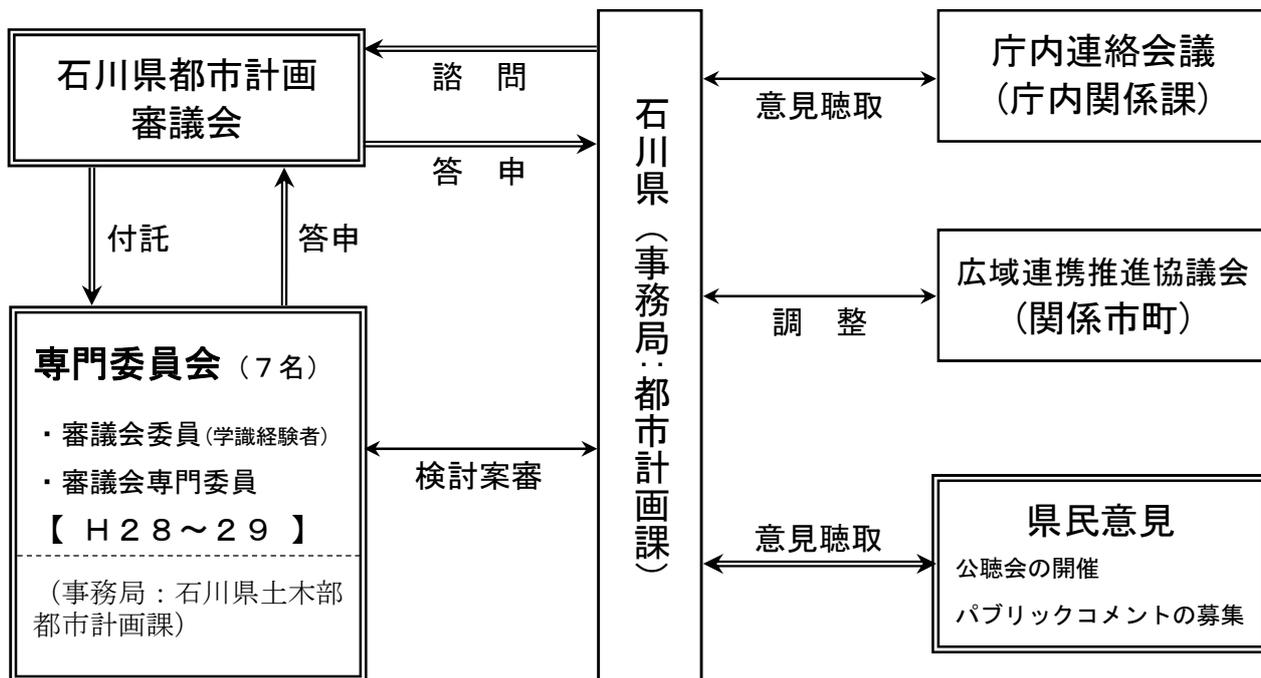
参考資料



1. 石川県都市計画マスタープランの策定経緯



2. 石川県都市計画マスタープランの策定体制



専門委員会 委員名簿

資格	氏名	役職
条例第3条第2項委員 (専門委員)	あおみ まりこ 青海 万里子	NPO「金沢エコライフくらぶ」代表
条例第2条第2項第1号委員 (学識委員)	かわかみ みつひこ 川上 光彦	金沢大学名誉教授
条例第2条第2項第1号委員 (学識委員)	たじり すみえ 田尻 純江	石川県建築士会副会長
条例第3条第2項委員 (専門委員)	たかせ けいじ 高瀬 恵次	石川県立大学教授
条例第2条第2項第1号委員 (学識委員)	たかやま じゅんいち ◎高山 純一	金沢大学理工学域教授
条例第3条第2項委員 (専門委員)	たに あきひこ ○谷 明彦	金沢工業大学教授
条例第3条第2項委員 (専門委員)	なかがわ ひであき 中川 秀昭	金沢医科大学教授

◎：委員長、○：委員長代理

(役職等は平成30年3月6日現在)

3. いしかわの都市計画検討専門委員会設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石川県都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、いしかわの都市計画検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を調査検討する。

- (1) 都市計画区域マスタープラン（法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の変更に関する事項（軽微な変更は除く。）
- (2) 都市計画区域の再編等に伴う土地利用制度のあり方に関する事項
- (3) その他広域的又は根幹的な都市計画に関する事項

(組織)

第3条 専門委員会は、石川県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の委員及び専門委員から、審議会長が委嘱した委員若干名をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、会議に、第2条に規定する事項の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 会議は、原則として公開する。ただし、委員長が支障があると判断した場合は、非公開とする。

4 専門委員会は、調査検討が終了したときは、委員長がその結果を石川県都市計画審議会に報告する。

5 専門委員会は、第2条に規定する調査検討の必要がなくなったときに解散する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、土木部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、委員長が、専門委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年10月10日から施行する。

4. 用語解説

ア行

【ICT（情報通信技術）】

情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。

【インフラ】

インフラストラクチャーの略で、道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などの社会基盤のこと。

【雨水管渠】

雨水、地表面水、街路洗浄水などを公共用水域に導くための管渠。

カ行

【緩衝緑地】

粉塵、騒音、振動などの公害発生源である工業地帯、幹線道路、鉄道等と隣接住居地域とを分離遮断し、影響を緩和するために設けられる緑地。

【既存ストック】

道路、下水道など既存の都市基盤のほか、住宅政策などの観点からは、既存の住宅のことを指す。

【区域区分】

都市計画区域内における市街化区域（すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）との区分のこと。

【広域結節拠点】

一つの都市の行政区域を越えた一体の都市圏において、交通動線等が集中的に結節する拠点。

【広域公園】

都市公園のうちの大規模公園の一つ。一つの市町の区域を超えた広域レクリエーション需要を充足することを目的とする公園。

【公益財団法人いしかわまちづくり技術センター】

住民主体のまちづくり活動や公共事業の執行を支援する機関。平成20年に（財）いしかわまちづくりセンターと（社）石川県建設技術センターとが統合し、平成25年より公益財団法人として発足。

【公共下水道】

市街地における汚水や雨水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道。

【交通需要マネジメント（TDM）】

自動車の効率的利用や公共交通への利用転換などの交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組み。

【高度道路交通システム（ITS）】

最先端の情報通信技術により、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率、快適性の飛躍的な向上と、環境保全への寄与を図る新しい道路交通システム。

サ行

【再生可能エネルギー】

太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。

【市街化調整区域】

市街地を抑制する区域のことで、農林漁業用の建物などの特定の場合を除き、開発が禁止されている。

【市街地再開発事業】

市街地の土地の高度利用と都市機能の更新を図るべき地区において、地区内の建築物の全面的な除却、中高層の不燃共同建築物の建築、幹線街路・駅前広場等の公共施設の整備を行う事業であり、都市の再開発の中心的な事業手法。

【自然休養林】

林野庁が「人と森林とのふれあいの場」として全国各地の国有林に設定した「レクリエーションの森」のこと。

【準都市計画区域】

都市計画区域外において相当数の住居等の建築が現に行われているなど、用途の無秩序な混在が進む恐れがある地域について、農林漁業との調和を図りつつ、土地利用の整序のため、市町村が指定する区域。区域内では用途地域等の土地利用に関する都市計画を決定できる。平成12年の都市計画法改正で創設。

【生活基盤】

道路、公園、上下水道など、県民の日常生活を支える都市施設。

【線引き】

区域区分を行うことの俗称。(→【区域区分】参照)

【総合公園】

都市住民全般を対象に、休息、観賞、散歩、遊戯、運動、レクリエーションなど、総合的な利用に供することを目的とする公園。

夕行**【ダブルラダー輝きの美知（みち）構想】**

既存の幹線道路ストックを活かして、4車線化等による南北幹線の骨太化に加え、東西幹線の追加により県土を隈無く網羅する幹線道路網の形成を図ることで、県土の更なる一体化や新幹線開業効果の県内全域への波及を促す構想。

【地区計画】

地区単位として、道路・公園等の配置や建築物の形態や用途、高さの制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画。

【提案制度】

住民等の自主的まちづくりの推進や、地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者、まちづくり協議会、まちづくりNPO等が、一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の2/3以上の同意を得て、都市計画の提案ができる制度。平成14年の都市計画法改正で創設。

【都市計画区域】

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

【都市計画法】

都市計画の実施を図るための法律。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、(1)都市計画の内容及びその決定手続き、(2)都市計画制限、(3)都市計画事業、(4)その他都市計画に関して必要な事項を定めている。

【都市施設】

都市で生活するために必要な道路、公園、下水道などのことで、将来のまちづくりを考えて、都市計画にその位置や規模、構造などを定めている。

【土地区画整理事業】

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。

ナ行

【内水湛水】

河川の氾濫ではなく、堤地内側に降った雨雪による湛水。

【内水排除ポンプ】

河川の氾濫ではなく、堤内地側に降った雨雪により湛水する地域において、排水能力を改善してその内水を堤外に排出するためのポンプ。

【ニッチトップ企業】

規模の小さい隙間市場において、圧倒的なシェアを誇る企業のこと。

ハ行

【パーク・アンド・ライド】

通勤通学時に、自宅から最寄りの駅まで車で行き、そこから公共交通機関に乗り換えること。

【ハザードマップ】

地震、津波、高潮、洪水、浸水、噴火、土砂災害などの被害を予測し、被害のおそれのある地域や避難に関する情報を掲載した地図。

【PFI（民間資金を活用した社会資本整備）】

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

【PPP（公民連携）】

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。

【ヒートアイランド】

都市の発展により、ビルや道路の舗装による地表面状態の変化、冷暖房に伴う排熱等により都市中心部が郊外に比べて気温が上昇すること。

【風致地区】

都市の風致（自然の趣）を維持するために定める地域。都市計画法に基づく地域地区の一種。

【ボトルネック】

生産活動や文化活動などで、全体の円滑な進行・発展の妨げとなるような要素。隘路(あいろ)。障害。

マ行

【モビリティ・マネジメント】

1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

【NPO（民間非営利法人組織）】

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。

【無散水消雪】

舗装体の中に放熱管を埋設し、この放熱管の中に地下水等を送ることで、その熱を利用し雪を融かすとともに、路面の凍結を防ぐ。

ヤ行

【用途地域】

都市の目指すべき市街地像に応じて住宅地、商業地、工業地などの用途別に定める13種類の地域のことで、建築物の用途や容積、形態等について必要な規制を行い、現況の良好な環境を保全しつつ、今後予想される産業の発展や都市化の進展に対応することを目的としている。

ラ行

【リダンダンシー（多重性）】

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

【立地適正化計画】

都市再生特別措置法に基づく計画であり、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進める計画。市町マスタープランの高度化版として位置付けられている。

【リノベーション】

既存の建物や市街地に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。

【流域下水道】

複数の市町村からの下水を受け入れるための幹線、ポンプ場と、これを処理するための終末処理場からなり、原則として都道府県が設置する。

ワ行

【ワークショップ】

もともと作業場、仕事場をさす言葉であったが、拡大して研究作業チーム、共同作業を伴う研究会を意味して現在用いられている。